

# 小児慢性特定疾病医療費助成制度について

小児の健全育成を目的として、疾患の治療方法の確立と普及、患者家族の医療費の負担軽減につながるよう、子どもの慢性疾患のうち国の定める特定の疾患に関する医療費の自己負担分を軽減する制度です。

肝臓病に関する対象疾病は以下の通りです。

急性肝不全（昏睡型）、新生児ヘモクロマトーシス、自己免疫性肝炎、原発性硬化性胆管炎、胆道閉鎖症、アラジール症候群、肝内胆管減少症、進行性家族性肝内胆汁うっ滞症、先天性多発肝内胆管拡張症（カロリ病）、先天性胆道拡張症、先天性肝線維症、肝硬変症、門脈圧亢進症（パンチ症候群を含む）、先天性門脈欠損症、門脈・冠動脈瘻、クリグラー・ナジャー症候群、肝巨大血管腫（乳幼児難治性肝血管腫）

## ■対象者

- (1)「厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度」に該当する18歳未満の児童。
- (2) 18歳到達時点で(1)の状態にあり、かつ、本事業の承認を受けている人のうち、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の人も対象となる。  
※18歳到達後の新規申請は不可。

## ■医療費助成の内容

- ・承認疾病及び承認疾病に付随して発現する傷病に関する指定医療機関での治療、投薬等が医療費助成の対象となる。健康保険の対象となる医療に限られるため、保険外の自費検査や診療は対象外となる。  
※承認疾病に付随して発現する傷病とは、その傷病の発現が承認疾病と医学的に因果関係を有するものをいう。  
※承認疾病と医学的因果関係のない病気やけがや、治療や薬剤の副作用による傷病は対象外となる。
- ・入院、通院ともに給付が受けられる。
- ・承認疾病にかかる、医師の処方箋に基づく院外処方投薬や、医師の指示書に基づく訪問看護も対象となる。

## ■承認期間

原則として1年間である。医師により意見書に記載された治療見込期間の始期（初日）から1年以内の日が属する月末までである。

※毎年、継続申請する必要がある。

※18歳到達後も治療が必要と認められる場合は、20歳の誕生日の前日まで継続申請が可能。

## ★注意事項★

- ・経過措置は3年間（H27.1月～H29.12月）。経過措置終了後は新制度の原則額が適用となる。有効期間内に継続申請がない場合は、経過措置の適用を受けられなくなるため注意する。
- ・血友病患者（先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象とされている疾病にかかっている患者を含む）は一部負担額はなし。
- ・負担上限額は全ての指定医療機関（薬局・訪問看護を含む）に適用される。「自己負担上限額管理票」にて自己負担額の管理を行う。

## ■医療費の自己負担

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限額（患者負担割合：2割、外来+入院）					
			原則			H26.12.31 までの認定者【経過措置3年】		
			一般	重症 (※)	人工呼吸器等 装着者	一般	現行の重症患者	人工呼吸器等 装着者
I	生活保護等		0			0		
II	市町村 民税非 課税	低所得Ⅰ（～80万円）	1.250		500	1.250	1.250	500
III		低所得Ⅱ（80万円以上）	2.500			2.500		
IV	一般所得Ⅰ（～市町村民税7.1万円未満）	5.000	2.500	2.500		2.500		
V	一般所得Ⅱ（市町村民税7.1万円以上25.1万円未満）	10.000	5.000	5.000				
VI	上位所得（市町村民税25.1万円以上）	15.000	10.000	10.000				
入院時の食事			1/2 自己負担			自己負担なし		

※重症（下記該当者）

①高額な医療が長期的に継続する者（医療費総額が5万円/月（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月）を超える月が年間6回以上ある場合。なお、自己負担額の経過措置適用者は対象外）。

②現行の重症患者認定基準に適合する者。

## 申請方法

### ■申請者

給付を受けようとする児童等の保護者

### ■申請窓口

住所地を管轄する保健所

### ■申請時期

治療見込期間の2ヶ月前から申請可能（市町村により異なるため確認が必要）。

※申請日までしか遡及できないため、治療開始が分かったら早めに申請の案内を行う。

※確定診断がつく前に治療を開始している場合、申請書を提出すればその日まで遡及が可能であり、医療意見書は出来次第の提出でもよい（大阪府・大阪市に確認済）。しかし、枚方市は申請書と医療意見書を同時に提出する必要がある。市町村によって対応が異なるため、確認が必要である。

### ■必要書類

都道府県・市町村によって必要書類が異なるため、確認が必要である。次項を参照。

■申請に必要な書類

①医療費支給認定申請書兼同意書

②小児慢性疾患医療意見書→指定医に記載を依頼する。

---指定医の要件---

以下の1及び2の要件を満たし、かつ3又は4のどちらかを満たすこと。

- 1.診断又は治療に5年以上従事した経験を有すること。
- 2.診断書を作成するのに必要な知識と経験を有すること。
- 3.厚生労働大臣が定める学会が認定する専門医の資格を有すること。
- 4.都道府県等が行う指定医研修を修了していること

③医療意見書別紙（必要な人のみ）→指定医に記載を依頼する。

④受診医療機関申請書（4つ以上の医療機関を受診される場合のみ必要）

⑤受診者と同一の健康保険に加入している人の範囲を確認できる書類

市町村国民健康保険	世帯全員：健康保険証の写し、続柄が記載された住民票の写し（原本）
国民健康保険組合	世帯全員：健康保険証の写し、続柄が記載された住民票の写し（原本）
上記以外（健保・共済など）	受診者：健康保険証の写し
生活保護法の非保護世帯	不要（※健康保険証を持っている人は必要）

⑥世帯の住民税額等を証明する書類

原則として、世帯全員について最新年度の原本が必要。

※枚方市は条件に当てはまる人以外は市・府民課税証明書は必要ないため、利用の手引きの確認が必要である。

- (ア) 住民税徴収税額決定通知書
- (イ) 住民税課税証明書（所得証明書）・非課税証明書
- (ウ) 生活保護受給証明

下記表により上（ア）～（ウ）の必要書類を確認する。

市町村国民健康保険	世帯全員【注1】：（ア）（イ）のいずれか。
国民健康保険組合	組合員及びその世帯の被保険者全員【注2】：（イ）
上記以外（健保・共済など）	被保険者：（ア）（イ）のいずれか。
生活保護法の被保護世帯	（ウ）

【注1】 16歳未満で他の証明書類から扶養されていることが明らかな場合は省略可。

【注2】 16歳未満の人については、申立書を提出することにより省略可。

ただし、医療保険上の所得区分の確認に伴い、追加書類（ア）（イ）等の提出を依頼する場合あり。

※住民税が0円の場合、Ⅱ階層に認定されるためには収入が80万円以下であることの証明が必要となる。

⑦同意書

⑧マイナンバー通知カードもしくは個人番号カード

⑨その他 印鑑等が必要になる場合あり。

■医療受給者証の交付

申請後 45～60 日程度で申請者の住所へ郵送される。保健所窓口での受取希望の場合は、交付申請書へその旨を記載すれば可能。